

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処内	分の	容	主	反	の	条	な	項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社KLINE (法人番号5430001074623) 代表者藤野恵太	北海道江別市萌えぎ野西6番地の7		株式会社KLINE営業所	北海道江別市萌えぎ野西6番地の7		R7.2.3	輸送施設の使用停止(50日車)	及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	他5	件			令和6年9月6日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	10	
2	新日本商運有限公司 (法人番号9430002056749) 代表者茶村貴志	北海道小樽市長橋4丁目10番13号		本社営業所	北海道小樽市長橋4丁目10番13号		R7.2.3	輸送施設の使用停止(50日車)	及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	他7	件			令和6年9月20日、改善報告未提出を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の3)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	5	25	
3	札幌豊総合物流株式会社 (法人番号5430001047348) 代表者山内通幸	北海道空知郡南幌町69番地15		本社営業所	北海道空知郡南幌町69番地15		R7.2.3	輸送施設の使用停止(30日車)	及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	他4	件			令和6年10月15日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備記録簿等の記載義務違反(安全規則第3条の3)、(3)点検整備記録簿等の記録の保存義務違反(安全規則第3条の3)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)	3	3	
4	有限会社新日本サービス (法人番号9440002002066) 代表者大槻貴男	北海道函館市白石町216番地の6		本社営業所	北海道函館市白石町216番地の1		R7.2.3	輸送施設の使用停止(50日車)	及び文書警告		貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	他4	件			令和6年8月28日及び令和6年11月15日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項)、(2)疾病・疲労等のある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(5)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5	

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所名	営業所所在地	処年月日	処内分	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
5	ホッコウ物流株式会社 (法人番号3430001029488) 代表者井川智章	北海道札幌市白石区流通センター5丁目2番13号	旭川支店営業所	北海道旭川市流通団地3条5丁目18	R7.2.3	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和6年10月29日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)	2	9
6	北海道興和運送株式会社 (法人番号5430001055111) 代表者星野敬美	北海道勇払郡むかわ町松風2丁目30番地	本社営業所	北海道勇払郡むかわ町松風2丁目30番地	R7.2.3	輸送施設の使用停止(190日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項 他6件	令和6年6月21日及び令和6年8月8日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(5)アルコール検知器備え義務違反(安全規則第7条第4項)、(6)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	19	19
7	株式会社苫翔(法人番号8430001054928) 代表者高野一義	北海道苫小牧市のぞみ町1丁目5番22号	本社営業所	北海道苫小牧市沼ノ端17番地2	R7.2.3	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他3件	令和6年8月21日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者に対する権限付与義務違反(安全規則第3条の2)、(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	5	5
8	有限会社及川商事(法人番号5430002060911) 代表者漆原淳	北海道苫小牧市植苗139番地の6	本社営業所	北海道苫小牧市拓勇東町8丁目2-6	R7.2.3	輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他7件	令和6年9月2日及び令和6年10月15日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)整備管理者に対する権限付与義務違反(安全規則第3条の2)、(4)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録の改ざん・不実記載(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	15	15

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
9	日高砂利企業組合(法人番号6430005009277) 代表者大坂博	北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町2丁目1-20	日高砂利企業組合営業所	北海道日高郡新ひだか町静内田原258-1	R7.2.3	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他3件	令和6年10月1日、長期未監査を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
10	株式会社丸博野沢組(法人番号5430001053908) 代表者野澤政博	北海道勇払郡厚真町新町155番地	本社営業所	北海道勇払郡厚真町新町158番地6	R7.2.3	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3 他1件	令和6年11月5日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(2)整備管理者に対する権限付与義務違反(安全規則第3条の2)	3	3
11	日標運輸株式会社(法人番号4462501000429) 代表者高橋伸宏	北海道標津郡中標津町緑町南3丁目5番地	本社営業所	北海道標津郡中標津町緑町南3丁目5番地	R7.2.3	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項 他1件	令和6年9月19日、事業報告書及び事業実績報告書未提出を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(2)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1
12	有限会社丸芳運輸(法人番号3460102007308) 代表者芳賀仁志	北海道広尾郡広尾町並木通東3丁目71番地の2	本社営業所	北海道広尾郡広尾町並木通東3丁目71番地の2	R7.2.3	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号 他3件	令和6年7月10日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車庫庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反(一運行の勤務時間)(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点検整備記録簿等の記載義務違反(安全規則第3条の3)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4
13	本別運送株式会社(法人番号3460101003274) 代表者鎌田誠	北海道中川郡本別町共栄18番地2	本社営業所	北海道中川郡本別町共栄18番地2	R7.2.3	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他4件	令和6年8月7日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5

